

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 岐阜県

策定： 令和5年 3月 15日

I 収益性向上対策

1 目的

本県の農業は、県民に安全・安心な食料を提供するとともに、県土の環境を守るという大きな役割を果たしてきた。一方、少子高齢化や担い手不足の深刻化等が進む中、TPP協定に伴って、今後、農産物の価格低下が進み、再生産が困難になるとの懸念が生じている。

農業者が安心して農業に取り組んでいくためには、「総合的なTPP等関連政策大綱」等に基づき実施される「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用し、水田・野菜・果樹・花き等の各産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして収益力強化の取組を促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

また、本県では「ぎふ農業・農村基本計画」を実現するため、産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稲・麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none">・水稲育苗施設、乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設の整備、機能の高度化、再編合理化を推進・中心的経営体、集落営農組織への土地利用集積や機械作業の集約化・高度化を図るため必要な機械及び資材の導入を推進・直播や密播疎植等の省力、低コスト化栽培技術を推進・土壌管理や施肥体系の改善、分析機器の導入等により、良食味米生産を推進・食味や収量性、病虫害抵抗性などに優れた新品種の導入を推進・ICTシステムやロボット技術等を活用した先端技術の導入による効率的省力型農業を推進
野菜	<ul style="list-style-type: none">・集出荷場などの共同利用施設の整備、機能の高度化、再編合理化を推進・水田を活用した機械化体系の確立を推進・高収量・安定生産が可能となる新技術の導入を推進・省エネ設備の導入による低コスト化の推進・生産体制の強化に向け、必要な機械及び資材の導入を推進・ICTシステムやロボット技術等を活用した先端技術の導入による効率的省力型農業を推進・農産物の栽培等生産の高度化を支援する施設・機械の導入を推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料に依存しないヒートポンプ等の省エネ機器とあわせて循環扇等の内部設備の導入による省エネルギー化を推進
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・集出荷場などの共同利用施設の整備、機能の高度化、再編合理化を推進 ・柿の主力品種「富有」について、樹園地の若返りのための植え替えを推進 ・高収量・安定生産が可能となる新技術の導入を推進 ・生産体制の強化に向け、必要な資材及び機械の導入を推進 ・ICTシステムやロボット技術等を活用した先端技術の導入による効率的省力型農業を推進 ・化石燃料に依存しないヒートポンプ等の省エネ機器とあわせて循環扇等の内部設備の導入による省エネルギー化を推進
畑作物・地域特産物（茶等）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した茶の安定供給に向け、加工施設の機能の高度化や再編整備を推進 ・生産体制の強化に向け、必要な資材及び機械の導入を推進 ・ICTシステムやロボット技術等を活用した先端技術の導入による効率的省力型農業を推進
花き	<ul style="list-style-type: none"> ・斬新な花色や新たな特徴を持つ品種等の新品種の導入を推進 ・省エネ設備の導入による低コスト化の推進 ・生産体制の強化に向け、必要な資材及び機械の導入を推進 ・ICTシステムやロボット技術等を活用した先端技術の導入による効率的省力型農業を推進 ・化石燃料に依存しないヒートポンプ等の省エネ機器とあわせて循環扇等の内部設備の導入による省エネルギー化を推進

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県及び市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画に係る審査は、県及び市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆・そば、野菜、果樹畑作物・地域特産物（茶等）、花き	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という）の別表2のⅡ整備事業に掲げる施設を助成対象とする。 ○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1のⅡのとおりとする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆・ そば、野菜、果樹 畑作物・地域特産 物（茶等）、花き	○交付等要綱別記2の別紙1のIの1の 以下のメニューを対象とする。 ①農業機械等の導入及びリース導入 本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械等(別紙一覧表添付) ②生産資材の導入等 本事業の成果目標の達成に必要不可欠なパイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材 等。 ○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙Iの1のとおりとする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆・ そば、野菜、果樹 畑作物・地域特産 物（茶等）、花き	○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の2の要件を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○補助対象機械 技術実証に必要な機械等（別紙一覧添付）

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>地域農業再生協議会等産地パワーアップ計画の策定者（以下「協議会」という。）は、取組主体から提出のある書類の確認を行い、市町村を経由して県庁担当課へ提出する。</p> <p>市町村は、産地パワーアップ計画及び取組主体計画の審査を行った上で、地域を所轄する農林事務所を経由して県庁担当課へ提出する。</p> <p>農林事務所は市町村を経由して提出される上記書類の審査取りまとめを行い、県庁担当課へ提出する。</p> <p>県庁担当課は、最終的な書類の審査を行う。</p> <p>【審査書類】</p>

《整備事業の場合》

① 概算設計書、見積書等事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模決定算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規定、⑥前年度の青色申告書の写し（農業者の場合） など

《生産支援事業の場合》

農業機械等の導入及びリース導入の場合

①申請者の規約・定款、②能力、台数などの算出根拠、③見積書の写し、④カタログ、⑤位置図、⑥費用対効果分析（農業機械等の導入の場合）、⑦経営面積、作業受託面積拡大又は地域のモデルとなる農業機械等である根拠（農業機械等の導入の場合）、⑧前年度の青色申告書の写し（農業者が農業機械等を導入する場合）⑨施設園芸等燃油価格高騰対策に加入する誓約書（施設園芸エネルギー転換枠の場合） など

生産資材の導入等の場合

①申請者の規約・定款、②設置場所の地図及び写真、③見積書の写し、④カタログ、⑤設計書など

《効果増進事業の場合》

農業機械等のリース導入及びレンタル導入の場合

①協議会の規約・定款、②見積書の写し、③カタログ、④設置場所の地図及び写真、⑤位置図、⑥モデル実証の取組資料（本事業の目的及び目的の達成にむけた構成員の役割を明確にした資料） など

2 請求時

《整備事業、生産支援事業のうち農業機械等の導入の場合》

市町村は、取組主体から提出のある書類の審査、岐阜県農政部所管補助金等確認要領（平成22年3月30日付け農政第901号）に準じて確認を行った上で、地域を所轄する農林事務所を経由して県庁担当課へ提出する。

農林事務所は市町村を経由して提出される上記書類の審査取りまとめ、岐阜県農政部所管補助金等確認要領（平成22年3月30日付け農政第901号）に基づく確認を行い、県庁担当課へ提出する。

県庁担当課は、最終的な書類の審査を行う。

《生産支援事業の場合（農業機械等の導入を除く）》

市町村は、取組主体から提出のある書類の審査を行い、地域を所轄する農林事務所を経由して県庁担当課へ提出する。

農林事務所は、市町村を経由して提出される上記書類の審査取りまとめ、岐阜県農政部所管補助金等確認要領（平成22年3月30日付け農政第901号）に基づく確認を行い、県庁担当課へ提出する。

県庁担当課は、最終的な書類の審査を行う。

但し、市町村が補助を行う場合は、整備事業と同じ手続きを行うものとする。

《効果増進事業》

取組主体が地域協議会の場合、市町村は取組主体から提出のある書類の審査を行い、地域を所轄する農林事務所を経由して県庁担当課へ提出する。

農林事務所は、市町村を経由して提出される上記書類の審査取りまとめ、岐阜県農政部所管補助金等確認要領（平成22年3月30日付け農政第901号）に基づく確認を行い、県庁担当課へ提出する。

取組主体が県協議会の場合は直接、県庁担当課へ書類を提出する。

県庁担当課は、最終的な書類の審査を行う。但し、市町村が補助を行う場合は、整備事業と同じ手続きを行うものとする。

【現場検査】

事業完了後の写真撮影を実施。施設の全景及び主要な設備の様子がわかるよう写真を撮影すること。

※農業機械等の導入の場合は、機械本体の型式、製造番号、格納場所などを確認すること。

※パイプハウス等の場合は、設置後に写真を撮影すること。

【審査書類】

《整備事業の場合》

①出来高設計書、②位置図、配置図、平面図、③写真、④財産管理台帳 など

《生産支援事業、効果増進事業の場合》

①発注書、②リース契約書、③借受証、④納品書、⑤領収書、⑥財産管理台帳、⑦動産総合保険等の証書の写し など

6 取組主体助成金の交付方法

- ・岐阜県補助金等交付規則、岐阜県農業振興補助金交付要綱の規定による。

整備事業及び生産支援事業のうち農業機械等の導入の場合は、市町村を通じて、取組主体へ助成金の支払いを行う。

生産支援事業のうち農業機械等のリース導入の場合は、県からリース事業者等へ直接助成金の支払いを行う。ただし、市町村が補助を行う場合は、市町村を通じ、リース事業者へ支払いを行う。

生産支援事業のうち生産資材の導入等の場合及び効果増進事業は、県から取組主体へ助成金の支払いを行う。ただし、市町村が助成を行う場合は、市町村を通じ、取組主体へ助成金の支払いを行う。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

以下の内容を含む「取組主体に対して事業実施前に周知すべき重要事項」を別途作成する。

- ・契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- ・財産処分の制限
- ・助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）

- ・助成金の仕入れに係る消費税等相当額の返納
- ・財産の管理等
- ・取組主体事業計画の評価

8 その他

- ・本実施方針のほか、交付等要綱及び関係法令等を遵守すること。

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

全国的な土づくりの展開の趣旨を踏まえ、堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じ、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として必要不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県では、水稻・大豆・野菜・果樹・花きで県及び地域の栽培暦に基づき土づくりを実施しているものの、地力の低下に由来する収穫量等の低下が課題となっている。今後、土づくりに資する堆肥等の継続的な施用や作業効率の良いペレット堆肥の施用による実証を行うことで、生産基盤を強化し、安定生産に結び付け、産地の販売額や作付面積の維持又は増加を図っていく。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

事業の効果的な実施に向けて、県と市町村、岐阜県農業再生協議会、地域農業再生協議会および農業者団体等が連携して、推進・指導する。

(2) 取組主体事業計画の審査等の方針・体制

取組主体事業計画の審査に当たっては、地力の維持・増進を図るため、堆肥等による土づくりの取組を継続する計画であるとともに、県事業実施方針に即した計画であることを確認する。なお、審査の実務は、効率的かつ効果的な審査のため、岐阜県農業再生協議会、県が行う。

4 取組要件

○補助対象

交付等要綱等別記2の別紙2の6に掲げられた要件等をみたすものとする。

○取組要件

交付等要綱別記2の別紙2の6のとおりとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費は、交付等要綱別記2の別紙2の6のとおりとする。

事業計画申請等の確認については、以下のとおりとする。

堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌の分析及び堆肥の購入等の各取組に係る計画書、堆肥等の特殊肥料生産業者届出番号、散布後かつ鋤き込み前の写真、土壌分析の結果、見積り書、納品書及び請求書又は領収書等により確認する。

6 取組主体助成金の交付方法

・岐阜県補助金等交付規則、岐阜県農業振興補助金交付要綱の規定による。

交付額については、堆肥とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる都道府県への交付額の範囲内で交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体への条件については、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において堆肥等の施用による土づくりを継続し、拡大に努めるものとする。

8 その他

本実施方針のほか、交付等要綱及び関係法令等を遵守すること。